

城陽市公営企業公募型指名競争入札実施要領

この要領は、城陽市公営企業において発注する建設工事（上下水道事業）の契約対象者を決定するにあたり、公募型指名競争入札方式を採用した場合に適用する標準的な発注を想定した実施要領である。

これにより難しい場合及び具体的な入札条件等については個々の案件ごとに、当該案件を審議する城陽市公営企業入札・契約事務処理委員会で審議するものとする。

1. 公募型指名競争入札の方式

- (1) 入札参加者を指名するにあたり、参加資格や条件を設定して入札参加希望者を募集し、参加希望者から必要に応じた資料の提出を求め、審査を行い、審査において定めた基準以上の者を当該入札に指名する方式をいう。
- (2) 公募型指名競争入札（以下「競争入札」という。）の実施にあたっては、市内に本店を有する者の参加を優先する。ただし、必要と認めた場合は、市内業者以外の者も参加させることができる。
- (3) 競争入札の実施にあたっては、各案件ごとに作成する城陽市公営企業公募型指名競争入札のお知らせ（以下「お知らせ」という。）とあわせて内容を判断するものとし、重複した記載内容がある場合はお知らせに記載の内容を優先し判断するものとする。

2. 発注基準

(1) 土木一式工事

発注予定金額（設計額）	1億円未満
-------------	-------

(2) 建築一式工事

発注予定金額（設計額）	2億円未満
-------------	-------

(3) その他の工種

発注予定金額（設計額）	1億円未満
-------------	-------

3. 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 各案件の公示（お知らせ）に記載の内容による。
- (2) 工事場所 各案件の公示（お知らせ）に記載の内容による。
- (3) 予定工期 各案件の公示（お知らせ）に記載の内容による。
- (4) 工事概要及び条件 各案件の公示（お知らせ）に記載の内容による。

4. 入札参加者に要求される資格

当該案件の競争入札に参加しようとする者は、特に定めのない場合、城陽市建設工事業者指名受付簿に登載されている者で次に掲げる者以外の者でなければならない。ただし、各案件のお知らせで特別に定めた場合は、次の項目に別途定めた項目を追加又は削除した項目で審査し判断する。なお、城陽市公営企業公募型指名競争入札競争参加者選定基準において、競争参加資格の制限や運用にあたっての留意点について該当する場合は、当該規定の内容によるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の11第1項で準用する同法施行令第167条の4第1項に規定する成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていない者

- (3) 城陽市公営企業公募型指名競争入札参加表明書（以下「参加表明書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に、城陽市公営企業競争入札等参加者の指名停止に関する規程又は城陽市競争入札等参加者の指名停止に関する規則に基づく指名停止中である者
- (4) 指名競争入札参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- (5) 契約書に基づく措置請求に従わないなど契約の履行が不誠実である者
- (6) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である者
- (7) 警察当局から市長（公営企業管理者）に対し、暴力団員が実質的に経営を支配し又はこれに準ずるものとして、公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに競争入札の参加者として不適当であると認められる者
- (8) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (9) 城陽市（公営企業）発注の公共事業について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに競争入札の参加者として不適当であると認められる者
- (10) 賃金不払に関する厚生労働省等関係行政機関からの通報が市長（公営企業管理者）に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに競争入札の参加者として不適当であると認められる者
- (11) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者（ただし、更生手続開始決定がなされている場合を除く。）または、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（ただし、再生手続開始決定がなされている場合を除く。）

5. 公募型指名競争入札の公示（お知らせ）

上下水道部ロビーに掲示するほか、本市ホームページにおいて公開する。

6. 入札への参加表明

本件の公募型指名競争入札に参加を希望する者は、参加表明書に必要資料を添付のうえ、城陽市公営企業管理者に提出しなければならない。

7. 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書
- ② お知らせに定める資料

(2) 提出方法等

① 提出場所

城陽市上下水道部経営管理課庶務係

〒 610-0101 城陽市平川広田67番地

TEL 0774-52-2044

② 受付期間

各案件のお知らせに記載の内容による（国民の祝日、休日並びに土曜日及び日曜日を除く毎日）。

受付時間は、お知らせに定めのある場合を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午か

ら午後1時までを除く。)

③ 提出方法

特に定めのある場合を除き、持参を原則とする。郵送及びファックスによる提出は認めない。

8. 入札参加表明者への通知

(1) 入札参加資格が有とした者への通知

- ① 入札参加表明書等により審査して入札参加資格者を選定し城陽市公営企業管理者が指名する。
- ② 入札参加資格者への通知は、お知らせに定めた期日に本要領7(2)①において公募型指名競争入札参加資格確認通知書及び指名通知書の交付並びに設計書、仕様書等の配布を行うので受取りにくること。

(2) 入札参加資格が無とした者への通知等

- ① 参加表明書を提出した者のうち入札参加資格が無とした者に対しては、お知らせに定めた期日に公募型指名競争入札参加資格確認通知書(資格が無と記載したもの)の交付を行うので受け取りにくること。
- ② 決定内容に対する説明は、城陽市上下水道部経営管理課庶務係において行う。
- ③ 入札参加資格が無とした者の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日から起算して2日(城陽市役所の開庁日)以内に、説明を求める内容を記載した書面を城陽市上下水道部経営管理課庶務係に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して2日(城陽市役所の開庁日)以内に、城陽市上下水道部経営管理課庶務係において行う。

9. 公募型指名競争入札参加資格確認通知書、指名通知書の交付及び設計書、仕様書等の配布

(1) 配布場所及び期間

① 配布場所

本要領7(2)①に同じ。

② 配布期間

特に定めのある場合を除き、各案件の入札参加者への通知日以降、入札日の前日までとする。ただし、城陽市役所の開庁日(国民の祝日、休日並びに土曜日及び日曜日を除く毎日。)とする。配布時間は午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布方法

入札参加資格を有する者に、当該案件の設計書、仕様書等を有償又は無償にて配布するので、城陽市上下水道部経営管理課庶務係まで受取りにくること。

10. 設計書類、仕様書等に関する質疑

(1) 質疑書の受付場所及び期間

① 受付場所

各案件の工事説明書等に記載の内容による。

② 受付期間

各案件の工事説明書等に記載の内容による。

(2) 質疑書の提出方法

- ① 質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。
- ② ファックス又はメールによる提出とする。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、各案件の工事説明書等に記載の内容による。

1 1. 入札及び開札の予定日時及び場所

- (1) 日 時 各案件のお知らせに記載の内容による。
- (2) 場 所 各案件のお知らせに記載の内容による。
- (3) 留意点 入札参加者数等により入札場所を変更の場合がある。確定した入札及び開札の日時及び場所は、入札参加者への指名通知書に記載するので確認すること。

1 2. 入札方法等

- ① 入札執行回数は、1回とする。
- ② 不落の場合は、入札不調とする。

1 3. 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金
入札保証金は免除する。
- ② 契約保証金
契約保証金は、請負代金額の100分の10以上に相当する保証金の納付、又は請負代金額の100分の10以上に相当する担保の提供とする。詳細については、城陽市公営企業契約規程の規定によるものとする。

1 4. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

1 5. 入札の無効

- ① 本要領に示した入札参加者に必要な資格のない者及び参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札は無効とする。
- ② 指名されたものであっても、入札時点において本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。
- ③ その他の事項は、指名通知書による。

1 6. 予定価格

公示（掲示）時に公表する。

1 7. 最低制限価格

公示（掲示）時に公表する。

1 8. 設計価格

落札後、設計価格を公表する。

1 9. 落札者の決定

最低制限価格と予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 0. 契約の締結

契約の締結は、城陽市標準契約約款に基づき行う。

2 1. 支払条件

城陽市標準契約約款に基づき作成した当該工事請負契約書による。

2 2. 消費税・地方消費税の取扱い

特別に定めのある場合を除き、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税・地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

23. 閲覧

入札結果等の契約に関する情報の閲覧は、城陽市公営企業建設工事の入札及び契約の過程等の公表に関する要綱の公表要領により行う。

24. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、指名通知書を熟読し遵守すること。
- (3) 参加表明書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札辞退届を提出した者に不利益を課すことはない。
- (5) 参加表明書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された参加表明書及び添付資料は返却しない。
- (7) 参加表明書受付期間の終了後における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 各案件のお知らせにおいて定めがある場合はその記載内容を優先するものとする。
- (9) 1から23までに定めるもののほか、城陽市水道事業会計規程、城陽市公営企業契約規程、指名通知書等の定めるところによる。なお、事務上の都合により、必要に応じて城陽市公営企業管理者が一部を変更しまた追加する場合がある。

なお、城陽市（公営企業）においては透明・公正な契約手続をより追求する観点から、入札・契約手続において不透明な働きかけや不正な手続が認められる場合は、厳しくこれを排除すべく必要な措置を行う。

(施行期日)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年12月27日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。